

— 平成24年度教育研究資金不正防止計画 —

平成24年3月16日
東京工業大学教育研究資金
不正防止対策検討委員会決定

第1 組織体制の強化 — 機関内の責任体系の明確化（ガバナンス） —

目標：役割分担・責任および権限の明確化、人員配置、教職員間・事務局内の連携の実現により、健全な教育研究資金管理が推進される組織の実現を目指す。

課題：

- ・運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、周知・徹底を図り、学内外に公表する必要がある。
- ・本学の役員や部局長等が担う管理責任者の明確なリーダーシップに基づく全学的な連携が必須である。
- ・教育研究資金管理の責任者としての意識の向上が重要である。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・ **予算責任者（部局長）、予算詳細責任者及び予算詳細執行補助者の責任の明確化、役割の強化及び周知・徹底**
 - ・ 「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の予算執行の責任に関する規程（案）」を作成し、責任の明確化と役割の強化を図る。
 - ・ 各責任者、研究代表者や使用者向けに関連規則や内容がわかる資料を物品等請求システムの掲示板等に掲示や部局長等会議に附議、各部局にメールを送付する等の方法により、責任と役割について周知・徹底を図る。
 - ・ 予算詳細責任者には、予算詳細執行補助者とする者に対して、上記の資料を活用し、責任と役割を説明することを義務づける。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・ 教育研究資金の管理・監査要項の改正（内容を見直した上で、「規程」として制定）
- ・ 事務職員の役割と責任の明確化

第2 運営・管理基盤の整備

— 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（統制環境） —

目標：教育研究資金の適切な執行・管理を推進するための実効性の高いルールを整備すると共に、全教職員がそれらを理解し、使いこなせるよう分かりやすく提示し、周知を徹底する。

また、不正を起こさせない風土を実現するため、本学が不正には強い態度で臨むことを明らかにする。さらに、教育研究資金行動規範の浸透をはじめとする諸政策により教職員の意識の向上を図る。

課題：

- ・教育研究資金の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、不正を起こさせない風土を実現する必要がある。
- ・不正事案に対する懲戒の基準等、事後対応に係るルールを明確に制定し、大学として不正に断固とした対応をとることを明らかにする。
- ・教育研究資金の管理・運営に関する関連規程類が多種多様なため、ルールの把握が困難にあり、規定類の整理と体系化の整備が必要である。
- ・教育研究資金の管理・運営に関するルールを十分に理解していない教職員がいる。
- ・教職員に対して研修等を行い、基礎的な部分も含めてルールの周知を図る必要がある。
- ・公費である教育研究資金の執行・管理を行う者が持つべき意識について、教職員に徹底し、強い自覚を持たせる必要がある。
- ・他機関の不正経理の情報を活用し、同様の事態が起きないように、教職員に徹底する必要がある。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・ **教育研究資金の適正な執行に向けた「ハンドブック」等の作成・配布**
 - ・ 他大学のハンドブックを参考し、一般的注意事項についてわかりやすさを第1に考え、冊子にして配布もしくは物品等請求システム掲示板ホームページに掲載する。また、詳細については、HPの掲載場所の紹介や相談窓口の連絡先等に掲載する。
- ・ **会計検査院決算検査報告等による指摘事項等の情報を教員に積極的に周知**
 - ・ 会計検査院決算検査報告等から、事例を抜粋して、日常書面監査状況のような形での注意喚起を行う。物品等請求システム掲示板に使用者の目に入りやすい形にして掲載する。
- ・ **不正経理問題の情報共有**
 - ・ 他大学等の不正経理関係の公表資料から、事例を抜粋して、日常書面監査状況のような形での注意喚起を行う。物品等請求システム掲示板に使用者の目に入りやすい形にして掲載する。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・教育研究資金を扱う教職員の、研修会等への出席を義務付け
- ・教育研究資金の管理・監査要項の改正（内容を見直した上で、「規程」として制定）（再掲）
- ・その他、必要な諸規程、会計ルールの見直し（不正防止対策を踏まえた見直し、検収に関するルールを規程化、立替払の見直し等）
- ・ルールに関する文書の体系的整理、掲示、周知の徹底
- ・各資金毎の特徴及び使用ルールの周知等の強化
- ・すべての予算は、十分な執行期間を設定して配分すべく、学内の対応を見直す。

第3 不正の要因の把握、分析と計画管理 — リスク評価と対応 —

目標：リスク把握及びその要因を特定し、対応策の実行を目的とした計画の策定・推進・管理を行う体制を強化し実施する。

課題：

- ・不正に関するリスクとその発生要因を網羅的に把握・分析し、全学として対応計画を定める必要がある。
- ・不正を発生させる要因を把握し、関係規程等を見直し、実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。
- ・本学では主体的に不正の要因の把握、分析と計画管理を行うコンプライアンス室員が専任ではなく、他の業務と兼任する職員のみとなっている。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・他大学等で起こった不正経理問題の検証（調査・必要な対応等）を行う
 - ・不正経理のあった大学への情報収集を行い、検証の結果から原因と対策を会議等に報告し、本学の会計制度の見直し等に役立てる。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・コンプライアンス室体制の充実・強化（専任室員の配置、室の勧告・指導に拘束力をもたせる等）

第4 教育研究資金の適正な運営・管理活動 — 統制活動 —

目標：教育研究資金の適切な執行を確保するため、

- ・適時の予算残高の把握と予算執行状況を管理できる仕組みの構築
- ・取引先との協力体制の強化と関係の健全化
- ・物品・役務の発注・検収、非常勤職員等の勤務状況の管理、旅費の支給における統制の有効性と効率性の向上の両立を実現する。

課題：

- ・発注・納品確認・検収体制：検収員方式の実効性への疑問や負担感がもたれている。
- ・業者との癒着の発生を防止し、不正につながる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。
- ・教員発注部分は発注情報を管理できない状況である。
- ・非常勤雇用者・TA・RA等の勤務実態が適切に管理されていない場合がある。
- ・研究者を意図せざる不正や止むを得ないルール違反から守り、有効かつ効率的な教育研究資金の執行を実現する体制の構築が求められる。
- ・業者に対し、不正防止への取組に協力を求める必要がある。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・取引にあたり「誓約書」の提出を義務付け
 - ・東大の誓約書を徴収する制度を参考にし、取引先に誓約書の提出を求める。
- ・検収センターの整理・充実
 - ・検収センター職員等の第三者が検収を行うことによる牽制体制の強化を行い、検収体制の充実を図る。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・教員発注上限額の変更（1発注：100万円→50万円）
- ・会計事務研修への参加の義務付け（「eラーニング」によるICT研修の実施等）
- ・検収対象額の撤廃（全ての納品（1万円未満含む）を検収）
- ・検収センターの整理・見直し（検収員の増員等）
- ・検収センター検収員及び事務職員への教育の実施（年2回程度）（修了者への検収員登録証の発行を行う）
- ・自己検収の原則禁止（真にやむを得ない場合の類型化と他の検収方法の確立）
- ・年度末債権額の突合チェックの実施（毎年度）（一定額以上の取引を行っている全ての業者）
- ・年度末に予算詳細責任者が適正な予算執行であることを確認（署名入りの確認書の作成等）

次頁へ続く

- ・財務会計ルールや、再発防止策の配布、周知（全ての取引業者）
- ・取引件数の多い業者を抽出し、財務会計ルール等を個別に指導、説明
- ・謝金支給伺いを決裁している部局において、完了した事実を確認する“事務の流れ”に変える。（現行では完了書類が部局を経由せずに研究室から経理・支出グループに届く）

第5 情報の伝達 — 情報の伝達を確保する体制の確立 —

目標：教員の教育研究活動および職員の教育研究支援活動を効果的に支援するため通報・相談窓口の認知度を高めるとともに通報者の保護体制を確立する。

課題：

- ・教育研究資金の不正に関する通報・相談窓口の使用方法を有効に機能させるため、それらの使用方法や手続きの周知が必要である。
- ・通報・相談者を守るための整備も重要である。

対策：

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・教育研究資金使用に関する相談窓口の設置、FAQの蓄積・公開

第6 モニタリング体制の強化 — 機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制の整備 —

目標：教育研究資金管理の継続的な推進と機関全体としての自浄作用を強化するには、モニタリング機能強化を図り、継続的な管理施策の改善を推進する。

課題：

- ・不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。
- ・今後、教職員への各種ルールの浸透状況や、不正等の不適切な事例を適時に発見・把握し、適切な事後対応につなげるための体制の強化が求められる。

対策：

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・内部監査室体制の充実・強化（内部監査室の増員）
- ・コンプライアンス室体制の充実・強化（専任室員の配置、室の勧告・指導に拘束力をもたせる等）（再掲）